

## メダル獲得者報奨規程

### (目的)

第1条 本規定は、パラリンピック競技大会・世界パラ選手権大会・アジアパラ競技大会でメダル獲得した選手に敬意を表し、その努力およびメダル獲得によって日本障がい者卓球界の活性化に寄与した事に対し、報奨金を授与する事を目的とする。

### (対象大会)

第2条 報奨金授与の対象大会は以下の通りとする。

- (1) パラリンピック競技大会
- (2) 世界パラ選手権大会
- (3) アジアパラ競技大会

### (報奨金額)

第3条 選手への報奨金額は、大会、出場種目別に以下の通りと定める。

- (1) パラリンピック競技大会メダリストに対する報奨金

|       |      |     |
|-------|------|-----|
| シングルス | 金メダル | 50万 |
|       | 銀メダル | 30万 |
|       | 銅メダル | 10万 |
- (2) 世界パラ選手権大会メダリストに対する報奨金

|       |      |     |
|-------|------|-----|
| シングルス | 金メダル | 30万 |
|       | 銀メダル | 20万 |
|       | 銅メダル | 10万 |
- (3) アジアパラ競技大会メダリストに対する報奨金

|       |      |     |
|-------|------|-----|
| シングルス | 金メダル | 15万 |
|       | 銀メダル | 10万 |
|       | 銅メダル | 5万  |

### (支払方法)

第4条 報奨金は一括で支払う。

附則 この規定は、令和3年1月26日制定、  
令和3年4月1日より施行する。  
令和4年10月26日改訂  
令和5年11月21日改訂